

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
環境維持管理 支援業務委託	事務部 環境技術課	平成24年3月23日	株式会社 クロスサービ ス(北見市)	9,975,000	専門的知識及び特殊性から当院の実情を知った業者にしか依頼できないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
専用水道等 水質検査試験業務	事務部 環境技術課	平成24年3月28日	日本衛生 株式会社 (札幌市)	2,100,000	契約業者は従前より当業務を委託し特段問題もなく、緊急や臨時の対応も良いことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
食品・廃棄物倉庫 整理業務	事務部 施設課	平成24年3月28日	株式会社 シーエス・エ ス(北見市)	1,764,000	分割発注していた契約を一社で契約することで費用の低減が図れることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
消防設備保守契約	事務部 環境技術課	平成24年3月30日	有限会社ドラ イケミカル北 見(北見市)	1,464,750	メーカー代理店であり、他業者の介入はPL法に該当することから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
昇降機設備保守契 約	事務部 環境技術課	平成24年3月31日	株式会社日立 ビルシステム (札幌市)	9,651,600	メーカーとして、他業者の介入はPL法に該当することから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
総合管理業務 請負契約	事務部 施設課	平成24年4月1日	東京美装 北海道 株式会社 北見支店 (北見市)	107,465,400	契約業者は従前より当業務を委託し、院内の事情に精通し、当該業務に必要な知識を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
医療ガス設備 定期保守点検	事務部 施設課	平成24年4月1日	北海道エア ウォーター 株式会社 (北見市)	1,785,000	地域特性により他業者の対応が困難であり、医療関連サービスマークも当該業者しか取得していないため競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
ProXenonヘッドライ トシステム	物品管理部	平成24年4月12日	株式会社 ムトウ (北見市)	1,470,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
除細動器 ハートスターXL	物品管理部	平成24年4月17日	株式会社 ムトウ (北見市)	1,596,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)
患者監視 モニター	物品管理部	平成24年5月23日	株式会社 ムトウ (北見市)	1,470,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)
高気圧酸素治療装置修理	物品管理部	平成24年6月8日	北海道エア. ウォーター (北見市)	7,560,000	輸入販売業者が左記以外に無く、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
社宅(No.1)改修工事	事務部 施設課	平成24年7月13日	株式会社光和 (北見市)	1,837,500	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)
給排気搭・託児室他 改修追加工事	事務部 施設課	平成24年8月9日	北成建設 株式会社 (北見市)	1,039,500	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)
屋外給油配管盛替・ 避雷針接地工事	事務部 施設課	平成24年8月17日	北成建設 株式会社 (北見市)	3,146,850	工期に関し、時間的制約があることから、緊急の必要性により競争に付することができないと認められるため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
寝台EV式X線テレビ システム修理	物品管理部	平成25年8月22日	株式会社 常光 (北見市)	1,995,000	常時稼働している装置で、急を要する修理が必要であるため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
受変電設備年次点 検	事務部 環境技術課	平成24年9月26日	東光電気工事 株式会社 (札幌市)	5,113,500	専門的知識及び当院の実情を知った業者にしか依頼できないことから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)

随意契約に係る物品又は役務の提供の名称及び数量	契約に関する問合わせ先	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由
別館庇・塀他改修工事	事務部施設課	平成24年10月31日	五十嵐建設株式会社 (北見市)	1,974,000	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)